

## 食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会

平成 14 年度第 3 回技術小委員会議事録

日 時：平成 15 年 2 月 21 日（金） 10：00～12：00

場 所：農林水産省 4 F 第 2 特別会議室

林田事業計画課長 本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましてはご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

只今から、農業農村整備部会平成 14 年度第 3 回技術小委員会を始めさせていただきます。それでは、開会に当たりまして、太田農村振興局長からご挨拶申し上げます。

太田農村振興局長 第 3 回技術小委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の先生方におかれましては、大変ご多忙の中、本日はご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 15 年度の政府予算案でございますけれども、先月の下旬から国会での審議が始まっております。このうち農林水産行政に関しましては、昨年 11 月の経済財政諮問会議におきまして、大島農林水産大臣から、「食」という人の「いのち」を支えるものを確保し、農地・森林・海を通じた資源循環や環境との「共生」を支える、言わば「いのち」、「循環」、「共生」の枠組みを構築していくとの説明がなされました。農業農村整備事業につきましても、この 15 年度予算案の中に、更には現在検討中の新たな土地改良長期計画の中に、その理念の反映の検討を進めているところでございます。

また、昨年 12 月には、自然再生推進法が議員立法として成立致しました。この法律では、行政機関、地域住民、NPO、専門家等、多様な主体が参加して、里地、里山などの自然環境の保全や創出等を行う際の基本理念や具体的な手続などを定めております。

本日はご審議いただきます「環境との調和に配慮した調査計画・設計の手引き」につきましては、こうした状況のもとで環境に配慮した事業の推進を更に図ってまいりたい場合に大いに活用し、また人と自然が共生した農村の実現を図る上で使わせていただきたいと思います。とりまとめに向けたご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

また、併せて「計画基準農地地すべり防止対策」と「管理基準ダム編」につきましても、とりまとめに向け、ご審議をお願い申し上げたいと思います。

この機会でございますので、お手元にパンフレット「学校教育との連携に向けて」というのをお配り致しております。これは農業農村振興施策を国民の理解と参加を得ながら進めていくための活動の一環として作成したものであります。このパンフレットを用いて、教育関係者の方にも連携の呼びかけを行ってまいりたいと考えております。先般も全国の小学校の校長先生方の理事会の場でそういうお話をさせていただきました。後程ご覧いただければと思います。

限られた時間でございますが、各委員の先生方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

林田事業計画課長 本日は、田中委員、横澤委員、角野委員におかれましては、所用によりご欠席との連絡をいただいております。

また、1月10日付で事務局側で人事異動がございましたので、ここでご紹介させていただきます。

計画部長の高橋でございます。

防災課長の井上でございます。

それでは、以降の議事の進行につきましては、岩崎委員長にお願い致します。

岩崎小委員長　それでは、会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」（第2編）について、当技術小委員会のもとに設置されている検討部会において詳細な検討を進めていただいているところでございます。その検討結果についてご報告をいただきたいと思います。

検討部会長であります青山専門委員より報告をお願い致します。

青山専門委員　今回は所用のために出席出来ませんでしたことをお詫び申し上げます。

最初に、検討部会の委員のご紹介を致したいと思います。本小委員会のメンバーであります小泉委員、特別委員であります角野委員、細谷委員、日本公営の関根委員、農業工学研究所の端委員、岩手大学の広田委員、それと私の合計7名でございます。

ご案内の通り、6月5日に開催されました当技術小委員会におきまして、本年度の「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」の検討は、「ため池」「農道」「移入種」の3テーマについて行うことになりました。

前回、11月22日の当委員会で中間とりまとめ（案）のご報告後、12月5日から25日迄国民各層から募集致しました意見及び情報を踏まえ、1月29日に第4回の検討部会を開催致しました。

本日は、検討部会での検討結果をとりまとめた「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（第2編）（案）」を報告させていただきます。

詳細につきましては、事務局から説明を致します。

林田事業計画課長　それでは、ご説明させていただきます。

資料-3 1をご覧ください。「『環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（第2編）（案）』についての意見・情報募集結果の概要」ということで整理しております。

今、青山委員からご説明がございました通り、12月5日から25日迄の間、ホームページへの掲載等によりましてパブリックコメント募集を行いました。この間、全体で87名から意見や情報が寄せられました。これには国の農水省の職員から来たものは含んでおりませんで、農水省の職員以外のものだけで87名からいただきました。

中身に入る前に、4ページを少しご覧いただけますでしょうか。その87名の方々の分析をしておりますけれども、年齢層別で見ると、30代、40代の方が多いことが分かります。60代の方もいらっしゃいました。性別では男性が圧倒的に多うございました。職業別で見ますと、会社員の方、学校、これは大学の関係者が主です。小学校の校長先生もおられました。団体職員、公務員、これは国を含まない公務員ですが、その他主婦の方等々87名ということでございまして、非常に幅広くご意見をいただいております。

1ページに戻っていただきまして総括でございます。全体として分かり易い手引きであると

いったような意見、いろいろな事業を進める上で参考としたいという賛同を示すご意見がたくさん寄せられておりました。

それから、今後、事例集の整備とか同意語を統一すべきだとか、その他の工種も今後必要ではないかといったようなご意見もありました。

一方、費用負担とか整備水準、費用対効果等に対するご意見、鳥獣害の深刻化に対するご意見等々も寄せられておりました。

総体として感じましたのは、ご意見をいただいたほとんどの方が資料の最初から最後まできちんと読んでおられ、読んでおられないと出てこないようなご意見をたくさんいただいたということです。相当熱心に全国で読んでいただいたということに非常に感謝申し上げたいという気持ちを深く持ちました。

次に「ため池編」です。それぞれここに書いてございますけれども、もう既にお送り致しておりますので細かい説明は省略させていただきます。今から資料 - 3 - 3 のご説明に入る前に、全体を通じてどのような観点で修正するのかということについて若干ご報告致します。前回の第2回の技術小委でいただきましたご意見をまず踏まえるということ、次に今ご紹介致しましたパブリックコメントで全国からいただいたご意見を踏まえるということ、そして、このパブリックコメントを致しました後に行いました第4回の検討部会で部会の委員からいただいたご意見を踏まえまして、全体的に表現を補足、充実致しております。

具体的に、例えば「ため池」の定義についてももう少し明確に出来ないかといったようなご意見、「環境に係る情報協議会」とか「田園環境整備マスタープラン」という言葉が出てくるが、それをもう少し説明すべきだというようなご意見、エリア設定の記載がありますが、それをもう少し充実して欲しいといったご意見、農道の路線配置にあっては獣害に対する配慮が必要だといったご意見等を踏まえまして修正を致しております。

もう1つは細かい文脈的な指摘でございますけれども、生物の「生息」「生育」という言葉が「生育」「生息」となっており、動物と植物の主語との対応において統一されていないというようなご意見とか、「農家を含む地域住民」という言葉、「地元関係者」という言葉、「市民」という言葉等を乱れて使っているのではないかといったようなご指摘もいただきました。

参考事例をたくさん欲しいといったようなご意見をたくさんいただきましたので、これにつきましては報告書と別にはなりませんけれども、印刷物と致します際には参考資料を作成致したいと考えております。先般お送りした資料に同封させていただいておりましたが、もう少し充実させた上で参考資料としてまいりたいと考えております。

以上でございますけれども、具体的には資料 - 3 - 3 に基づきまして簡単にご説明を進めてまいりたいと思います。

まず、1ページの「対象範囲」のところでございます。ここではため池の定義及び取り扱う範囲について記載を充実しました。赤で書いている部分が追記した部分でございます。黒の線で消している部分が削除するところでございます。

ここでは、農業土木標準用語事典を引きまして、このように定義されているという記述を追加致しました。

それから、「堤体の環境配慮工法や浚渫工のみならず、下図の部分を対象とする。特に水際では、ため池と背後地の間の連続性確保も対象とする」ということを、確か前回のこちらの委員会でも話題になりましたけれども、対象範囲を明確にすることで追記致しました。

3ページでございますけれども、「ため池の分類」というところでは、谷池、皿池の説明を追記しました。それと共に、最近の状況としては谷池だからこうで皿池だからこうでここに書いている大まかな分類が当てはまらない例もあるのではないかと指摘がございまして、注記で「近年では、谷池においても富栄養化している事例が見られる」という文章を追加したり、生息する動物のニホンアカガエルとかハクセキレイについて、若干配置する場所が違うのではないかと指摘を踏まえ、修正を致しております。

5ページでございますが、「維持管理の現状」というところで、維持管理が行われなくなった理由として関心の欠如が際立っていたわけでありますが、「人手不足等により」という言葉を追加致しております。

その他、全体でございますけれども、生息する生物として「両生類」を追記致しましたし、生物の「生息」「生育」という言葉について統一を致しました。

次に、第2章の調査編なのですが、17ページをお開きいただきたいと思います。先程少し指摘申しましたけれども、環境に係る情報協議会について、これは実は昨年取りまとめいただきました第1編の中で詳しく書いておりますので、その参照という形で、ここでは「参照」の記述を追加したというところでございます。

18ページは、若干の矢印等について、他の部分との統一を図りました。

次に、計画編に移りまして、24ページでございます。対策エリアにつきまして、エリア設定に関する記述を充実致しました。27ページをお開き下さい。エリア設定について分からないというご意見をたくさんいただきましたので、ここで3.3.1「エリア設定の考え方」という項を起こしまして、エリア設定の定義をきちんと書き込んでおります。

それは28ページにも言えることとございまして、3.3.1だったものを3.3.2という項を起こしまして、「このため」以下、「健全なネットワークを検討し、これに合わせたエリア設定を行うことが重要である」という文言を追加致しまして、エリア設定に関する記述を充実致しました。

併せて30ページでは、「エリア」の続きなのですが、「施設整備計画」というタイトルで記述している割に施設整備という観点が少し薄いといったような観点がございまして、ここではタイトルに合わせて「施設整備」の定義を踏まえつつエリアとの関係を明確に致したというところでございます。

32ページの「維持管理計画」でございます。維持管理の実施というのが54ページ以降に出てきて、そちらの方に移入種のことを記述されておるのですが、この計画のところにもそれを記述すべきだというご指摘がございまして、32ページの表の上に赤い線で「なお、在来種以外の」という記述を入れまして、移入種に関する注意を計画段階でも気を付けるということを盛り込みました。

併せて32ページの表の中からは、「草焼き」という言葉が最近の地域への環境の配慮等からもう馴染まないのではないかとということで、「草焼き」という欄については削除致しました。

次に、設計編でございますけれども、42ページをお開きいただきたいと思います。「水質保全の考え方」という項目は、従前の表現ですと、突然「ため池の水質保全の対策としては、次のようなものが挙げられる」という具体論の説明の中で「底泥浚渫」等があったのですが、その前にため池の水質の保全の考え方について、例えば「流入負荷の軽減」「ため池内の水質保全対策」といった考え方をまず記述したものです。

54 ページ、ため池の「維持管理」の実施のところですが、「維持管理の継続的推進」というところにおいて「適切な維持管理を通じた生物多様性の確保」という言葉、「人為的攪乱を通じて」という表現をここにも盛り込ませていただきました。

以上が「ため池編」の大きく修正したところでございます。

次に「農道編」に入ります。59 ページでは部会でのご意見を踏まえて、「コリドー」というところについて、「生態学的回廊」については「エコロジカルコリドー」と括弧書きの中で定義すべきというご意見をいただきまして、ここで1度「エコロジカルコリドー」という言葉を置き、以下、「コリドー」という省略した形で説明させていただくという形に充実をしております。

61 ページの「維持管理の現状」におきまして、交通管理の中で「除雪」を無視しないようにというご意見をいただきまして、表の中に「除雪」という項目を追記致しました。

この他、「ため池」と同様に、生物の「生育」「生息」といった言葉の統一につきましては、きちんと充実を図りました。

次に、農道の「調査編」です。62 ページですが、「調査の必要性和手順」というところで、農道の調査については、「農道環境保全調査指針（案）」（平成9年）を参考にする旨を注書きで追加をしております。これは指針が出ておりますので、それによっていただくということをご追記したというところでございます。

次に農道の「計画編」のところでは、68 ページで「環境影響要因とその対策」において、表の中で「懸念される具体的影響」の中に地下水位への影響を追記すべきと、部会においてご意見をいただきました。ということで、この表の上の方の「懸念される具体的影響」の下の方に「地下水位の低下」を追記致しました。

次に、73 ページでございます。「路線配置の考え方」というところでは、これは前回こちらの委員会でご意見をいただいたのですが、農作物への獣害が問題になっているということで、これに配慮すべきということを上の方の枠の中でも記述し、また3という新たな項目を起こしまして、73 ページの一番下で「路線を設定するにあたって、有害獣の生息域を分断し、獣害を引き起こすことのないよう留意する」ということを追加致しました。

次に、81 ページの「設計編」に移ります。ここでは「環境に配慮した資材の活用」というところで具体的な利用例と「建設発生木材や間伐材をチップ化した法面緑化の基盤材」、これは従前写真はあったのですが、説明が抜けているということで、これを追加させていただきました。

次に、85 ページでございますけれども、「設計の手順」において、設計条件の「流域・水系条件」に、先程の地下水の関係とリンク致しまして、ここに「地下水位の低下等による影響を検討」という言葉を追加致しました。

「維持管理編」は特にございませんで、次に「移入種編」でございます。「移入種編」の107 ページですが、「野生化したペットによる農業被害」というのを追加すべきというご意見をいただきまして、これを枠組みの中に追加致しました。その他、生物種の表現の修文や用語の統一を図りました。

あとは引用文献とか参考文献についてきちんと整理を致したというところでございます。

以上、簡単でございますけれども、今回の再修正部分についてのご説明と致します。

岩崎小委員長　　ありがとうございました。

それでは、只今の内容について、ご自由にご発言をお願いしたいと思います。

河地専門委員　　前回のこの委員会の後、この資料を事前にいただきまして、もう一遍少し読ませてもらったのですが、2～3気が付いた点を少しお話し申し上げます。

まず、資料3　3の3ページの表ですが、ここの栄養型で、「貧栄養」「中栄養」「富栄養」と分けられて、特に「富栄養型」の栄養度の項目の中に「沈水植物の生育は少ない」と書かれていながら、下の「生育する植物」という枠の中では「沈水植物」が具体的に「クロモ、オオトリゲモ」という形で挙げられている。

その後の6ページの上から5行目辺り、「クロモなどの沈水植物の光合成が困難となり衰退する」、更には9ページの(2)の「水質汚濁の影響」で「富栄養化が進行すると沈水植物群落が消滅する」と書かれていながら、この3ページの表では「富栄養型」の中に沈水植物が挙げられていて、貧栄養型には挙げられていない。その辺、この表の中と以後の文章の説明が少し相矛盾する点があるのではないかと思います。それが第1点です。

あと、細かい話をして恐縮ですが、5ページの真ん中辺りの(2)「しかしながら」という文章の2番目の段落、「特に」というところですが、「負荷流入量」という表現をされていますが、これは「流入負荷量」という表現の方が通常よろしいのではないのでしょうか。

それと、5ページの下に図が左右に掲げてありますが、左側の「ため池維持管理の実態(N=287)」と書いてありますが、この「N=287」が何を意味するのか、不要ならば外した方がいいのではないのでしょうか。

それと、8ページ、上の方の(1)の「異形葉の形成」というところで「ため池に生育する植物は」云々と書いています。上で「植物の一部」と断っていますからいいのかも知れませんが、この中でため池に生育する植物は全てこういう異形葉、こんな態様をしているような誤解を招くかもしれません。少し表現を変えられたらどうかなという思いがします。

次、14ページに飛びまして、解説のところは1、2、3、4、5とあります。3番目の「フナ、ドジョウ、ナマズ」云々という項目の2行目の一番最後、「皿池など周辺の農業用排水路とのネットワーク」と書かれていますが、これは用水路という意味合いの解説なのではないのでしょうか。上からの文章を読みますと、ため池から水田という方向で移動するということですから、ここで「排水路」とうたっているのは何か具体的に別のイメージがあって書かれておるのでしょうか。ちょっとコメントをいただきたい。

最後ですが、28ページの枠囲いの中の文章の1行目、「ため池を利用する生物は、その生活史に応じて周囲の水田、農業用排水路」とありますが、これは「用排水路」ではないのでしょうか。さきの表現では同じような内容を説明する場合に「用排水路」と書いてあるのですが、ここも同様に「用排水路」と両方入れた方がいいように思うのです。

以上でございます。

林田事業計画課長　　貴重なご指摘ありがとうございました。

一番最初にございました皿池のところの「クロモ、オオトリゲモ」につきましては、事実関係をもう一回確認した上で適切に修文させていただきたいと思います。確かに矛盾がございます。

あと、「流入負荷量」等については、その通り直させていただきます。

5ページの「N=287」というのは、ため池のアンケートをとった数です。287カ所というように、分かるように適切な表現にしたいと思います。

8ページの「異形葉」につきましては、これも事実関係をもう少し整理した上で、ご指摘の通り、確かに全てがこうなるわけではないという形で正しい表現ぶりを検討したいと思います。

14ページの「農業用排水路」のところ、「農業用排水路」としたのはなぜかというところについては、河川等で冬を過ごしたこういう魚の類が産卵のために河川から排水路を伝って上がってきて、水の溜まっている田んぼ、ため池等の水温の高い、流動のない水域で産卵をし、稚魚が育つというところで、その魚の流れを排水路から追っていったものですから排水路としていますが、機能という点からみると、確かにため池から出ていくのは用水路と思われるので、この表現ぶりについては修正を致したいと思います。

28ページも同様、「農業用排水路」と言葉の統一を致したいと思います。

ありがとうございました。

岩崎小委員長 他にございますか。 どうぞ。

光岡専門委員 「ため池編」と「農道編」と「第1章 一般的事項」の「対象範囲」の書き方、前回の時は確か「農道」と同じような表現が「ため池」にも使われていたかと思うのです。それは別と致しまして、対象を明確にするために直されたということなのですが、私が受け取る範囲は、私の頭が悪いせいなのか、逆にこの「ため池」の方は「対象範囲」が混乱しているような感じを受けるわけです。

と申しますのは、この定義のところ「標準用語事典」では「かんがい目的」と限定されておりますけれども、現実にこの枠囲いの中の「新設または改修」の中には洪水調節の機能を付与する改修あるいは新設があるわけですが、こういったものはそれではどうなるんだろうかという疑問が出ますし、15メートル以上のダムは除かれると理解をするのか、アースフィルダムなら15メートル以上でも入りますということになるのか、新設または改修の事業そのものは堤高の15メートルで規定をしているわけではないので、この対象とする範囲が返って私自身の頭の中では混乱を来しております。この辺の明確なご回答がいただけたらと思います。

それから、堤体に対する植樹の問題ですけれども、これは46ページで「十分注意」ということだけでさらりと記載されているのですけれども、最近、河川の方も環境への配慮が言われるようになってから、地域の住民の方々のボランティア活動で堤体への植栽というのが大分進行を致しております。

内容を拝見致しますと、サツキ、ツツジのような低木、あるいは常緑の低木もありますし、落葉の低木、特に落葉の高木 桜なりドングリなりクヌギの類、中には高木として常緑のカシあるいはクスノキといったようなものまで、どうも皆さん持ち寄りで植栽を進めておられるものですから、これは将来的には優先種が占めていくのでしょうけれども、せっかくの好意が無くなるような植樹、あるいは樹種なり植栽の仕方なりといったようなものがみられるわけですので、この辺はもうちょっと何か具体的な記載、あるいは具体例なりをお示しいただいた方がいいのではなかろうかと感じました。

以上でございます。

林田事業計画課長 2つご指摘いただきました。

1点目の「ため池」の定義につきましては、いろいろ議論致しましたが、部会でも検討致しましたが、「ため池」の定義がそもそも非常に難しいのは、委員の方々ももちろんご承知の通りでございます。従って、前回の時には、設計基準には「ため池」の明確な定義はないということとをまず明らかにしまして、ここで1つ明らかにしていると私は考えております。

前回は特に堤高が15メートル以上のものをダムと定義している、と、これだけの記述だったのです。これでは余りにもそっけないというようなご意見をたくさんいただきました。何らか他に用語事典等の定義が欲しいということで、農業土木標準用語事典ではこう定義しているのを付け加えたわけです。

というのは、古今、それこそ有史以来つくられてきた「ため池」、それらも全て含むわけにありますし、かんがい目的のものもあれば洪水調整用のものもありますので、今のところ明確な定義がここに書けなかったということです。

関連する話として、現場の職員の方からは、これまで「ため池」の設計をする際には堤体だけを考えていれば良かったのに、今回この指針が出たことで、それらの外縁の部分、「ため池」の水の部分、それらも含めて全部検討しなければならなくなって、末端の人間としては大変だというような率直なご意見もいただいています。これが出るために現場の技術者の取り組み方が変わるという意味では非常にインパクトがあることではないかと考えております。

46ページの「ため池」の樹種のところでございますが、これも幾つかそういうご意見をいただきました。具体的に何の木は良くて何の木は悪いといったような具体例を示して欲しいというご意見をいただきましたが、これにつきましてはもう少し情報収集が必要と私どもは考えております。具体的に何の木は良くて何の木は悪いといったようなことは引き続き情報収集に努めますけれども、そういうものが分かってきた段階で明らかにしていきたいと考えているところでございます。ご指摘のとおり、少し抽象的かなという気はしております。

以上です。

岩崎小委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

光岡専門委員 はい。

岩崎小委員長 それでは遊磨委員どうぞ。

遊磨特別委員 先程の「ため池」の定義なのですが、僕もそう思っております、例えばダムはあるのだけれども、「広く含むものとする」ぐらいの曖昧な表現にしておかれたらいいかなと思います。

あと7～8点あるのですが、よろしいでしょうか。細かいことばかりになるのですが……。

まず33ページなのですが、ため池等で結構事故の問題がありますので、住民参加は非常によろしいのですが、そういう危険管理の項目をやはりどこかに入れておかれる方がいいのではないかなという気がします。それをどのように書き込むか大変難しいのですが、「事故等の危険管理にも十分留意する」、そういう文言でいいかと思うのです。どこにもそういう言葉がなかったように思いますので、入れておかれた方がいいかと思います。

47ページ、ここも同じことなのですが、堤体辺りの下の表の3段目ぐらいに「安全性



が確保された」という言葉があるのですが、これも 1.5 から 3 割で本当に安全なのかなというのが少し気になっていて、滑落防止対策みたいなものの文言をどこかに入れておかれる方がいいのではないかなという気が致します。

隣の 48 ページなのですが、ここに工法例が 2 つ載っております。ここに堤体護岸のコンクリートブロック張工というのが 2 つとも載っているのですが、これは環境に配慮したという表現の例としては、次のページに経済性の表の一覧が出ていますけれども、せめて多自然型なり自然的何とかという例に変えていただけないかなという気が致します。というのは、環境に配慮してこれを使っていけばいいんだとなるといささか悲しいかなという気が致します。

61 ページに飛ばしていただきます。細かいことなのですが、この下の写真です。気持ちは良く分かるのですが、マリーゴールドやペゴニアというのは外来種でございますので、これも何か他の絵に変えていただけないかなという気が致します。

もう少し進んで 74 ページと 77 ページの図を 2 つ比べていただきたいのですが、大事なのは側溝のあり方なのです。74 ページの方はせめて側溝の絵を入れておくだけにしておいて欲しいというのと、77 ページの方には、留意する点として、その他の手前の 番の次の 番に側溝の条件みたいなのをきちんと入れておかれることが一番いいのではないかなという気が致します。

あと 2 点、少し漠然とした話があるのですが、改定されたところに「草焼き」の問題がありました。これは必ずしも「ため池」の問題ではないのですが、例えば田んぼなんかでも野焼きをしないで した方がいいのか悪いのかわからないのですが、藁をすき込むことをしていますね。あれによってシリカの動きが随分変わっているのではないかということに気になっている人が増えまして、やはりシリカの挙動が結構珪藻なんかの動きに効くらしいという話がありますので、この話ではないかも知れないのですが、少し今後の検討に置いていただけたらと思います。

もう一点は、このところでいわゆる草刈りの問題があるのですが、除草剤に関する記述がなかったのではないかなという気がするのです。マルチあるいは除草剤で実際に草を生やさないということがあって、当然今の状態ではこれを禁止するわけにはいかないのですが、何か文言として出来るだけそういうものを使わない、あるいは抑制するような方向性を表現が出来ないものかというのが最後の意見でございます。

ちょっと長くなりましてすみません。

岩崎小委員長 大分たくさんございましたけれども……。

林田事業計画課長 危険管理の話やコンクリートブロック張の話等、ご指摘ありがとうございます。マリーゴールド、ペゴニアについては、恐らくご指摘があるだろうと思っておりました。これは移入種ではなく農道に関する部分ですが、移入種と同じ手引きに記述されているだけに注意したい、考え直したいと思います。

ご指摘の 74 ページと 77 ページのところの側溝の図なのですが、ご指摘の通り、74 のところには若干の側溝が必要だということで、77 の側溝がいかにも U 字フリームのようなものに見える……

遊磨特別委員 構わないのです。上の表のところ conditions を一言入れておかれた方がいい。

林田事業計画課長　実は79ページにもう少し望ましい絵が入ってまして、この77ページの真ん中にあるこれですね。77ページにこのイメージが出せなかったということなので、77ページの方に反映させたいと思います。

除草剤につきましては、少し考えてみます。

岩崎小委員長　それでは、ほかのことがございましたら。

中野専門委員　3ページ、河地先生がお話した表なのですが、右の方の「富栄養型」の真ん中の「平野部」というところで浮葉植物、ヒシ、オニビシ、オニバス、私知っているのはこの中でヒシなのですが、特に九州はホテイアオイがどうも悪者になっていて、冬枯れてから沈んで、それが非常に水質悪化になっているのです。私はクリークしかみていないのですが、ため池でも同じような状況だと思うのです。この枠の中に余り書けないとは思いますが、もしホテイアオイというのが重要であればその辺検討していただいて、重要な度合いから抽出して書いていただいたらという気がします。

それから、先程道路の話があって、今気が付いたことなのですが、実は林業関係で林道を見学することがありましたが、そこは側溝をやめて道路を水路としてちょっと傾斜をつける、そういう工夫をした例を見たのです。だからそういうのもいいのではないかと。要するに生物に優しいということで、側溝をもうつくらない。道路の片側を縁石だけで水を誘導するような細工を見たのですが、そういうのももし可能であれば検討していただいたらという気がします。

以上です。

岩崎小委員長　ありがとうございます。

他にはございますでしょうか。　どうぞ。

竹谷専門委員　私も細かいことで恐縮なのですが、18ページと21ページのこの2つの図を比較しておりますと、21ページの方では住民意向調査というのがかなり重要な事項として位置付けられているように思うのですが、18ページの上の方、これは黄色の色塗りのしてあるところに記述されるのか、あるいはその下の「調査方針(案)の作成」の矢印のところに住民意向調査の何かサジェストするような意味合いが込められて長く青い線が引かれているのか、その辺が少し分かり難かったです。少なくとも21ページでは3番目に「住民意向調査等」ということがはっきりと位置付けられておりますので、両者の整合性をとっておく必要があるのではないかということを感じました。

2つ目に、54ページ、「維持管理」に関わってなのですが、上の四角で囲って記述してあるところです。このため池の位置付け、先程定義が問題になりましたけれども、ここを読みますと、「自然的・文化的・歴史的施設として形成されてきたため池は」ということなのですが、本来やはり「農業水利施設として」というのがあって、それが同時にこの「自然的・文化的・歴史的施設」の位置付けも与えられるということを書いておかないといけないのではないかなと感じました。

86ページ、これは用語の問題だけなのですが、「構造物等設計」のところで「維持管理性検討」というのがありますが、これは前との関わりで言いますと「維持管理作業性」という形

でないと思えないかと思えます。

以上3点です。

岩崎小委員長 ありがとうございます。一応どんどんお聞きして、後でご回答いただいでよろしいですか。

林田事業計画課長 はい。

岩崎小委員長 では、その他にございますでしょうか。

大変な作業をしていただきまして、私読ませていただいて大変読み易くなったとは思っていましたが、今日幾つか先生方からご意見がございました。そのようなことで一応ご意見をいただいたと受け止めさせていただきまして、この「手引き（第2編）（案）」に関して、今日いただいた意見を踏まえて、事務局と相談しながら訂正した上で「手引き（第2編）」として技術小委員会の報告にさせていただきたいと思えます。

そのご意見、修正に関しましては、今先生方のご意向をご理解したつもりでございますので、私にお任せいただけるということではいかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

岩崎小委員長 では、必要な修正を行いまして、「手引き（第2編）」として当小委員会の報告とさせていただくことと致します。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」の改定につきまして、事務局から説明をお願い致します。

伊藤資源課長 資源課長でございます。それでは、私からご説明させていただきます。

土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」の改定につきましては、前回の技術小委員会でいろいろとご意見をいただきました。これらのご指摘を踏まえまして、また12月にはパブリックコメントを募集しましてご意見をいただいております。こうしたことを踏まえまして、前回お示し致しました改定案を若干修正させていただきましたので、本日はその点についてご説明させていただきたいと思えます。

まず、資料4の2ページにこれまでの経緯を示してございます。前回は11月22日に技術小委員会でご意見を賜ったということで、12月にはパブリックコメントを募集したということでございます。

それでは、5ページをお開きください。5ページに前回委員の方々からご意見をいただいた点をまとめてございます。3点ほどあったと思えます。

第1点目は、効率的かつ効果的な事業計画の作成は基本的事項であるので、基本のところできちんと書くべきではないかというようなご指摘でありました。この点につきましては、ご指摘の通り、「効率的かつ効果的な」ということは単に事業計画作成の手順ということだけではなく、そのような事業計画の作成を行うという基本事項でもあるということでもございますので、ご意見を踏まえまして第1章の総論の中に組み込むことと致しました。

次の6ページから前回お示しした案と今回修正を致します案とを対比させて示しておりますが、今のところは7ページの左の欄、「1.3 事業計画作成の基本」のところのアンダーラ

インの部分を追加して記述をしたということでございます。

5ページにお戻りいただいて、第2点目としましては、応急対策について、これは基本的事項として扱うべきではないかというようなご指摘もございました。応急対策については、全ての地すべり防止事業で実施するというものでもないこともあり、この点については運用規程で記載をすることと致しております。ただ、技術書におきましては、章を立ててこれをきちんと解説することと致しているということでございます。

第3点目は、地すべりは緊急的に行う場合もあると思うが、その後時間をかけて環境との調和を図るといったようなことも示すべきではないかというようなご意見でありました。この点につきましては、7ページの右の欄の第1章、「1.3 事業計画作成の基本」というところにおきまして、事業計画の作成に当たっては、「周辺環境との調和への配慮にも努めつつ」十分な検討を行うものとして記述しております。

また、その具体的対応につきましては、地域の特性に応じて行われるということでもございますので、地すべり対策後の環境配慮についての対応についてもこのような中で考えられていくべきものと考えております。

なお、周辺環境との調和への環境配慮事例につきましては、今後、技術書への追加を随時検討していきたいと考えております。

以上、前回いただいた先生方のご意見に対する対応であります。

それから、12月に実施しましたパブリックコメントは参考資料の4-1にお示ししておりますけれども、この大半がテクニカルなご意見でございましたので、これらのご意見を踏まえて基準の運用の方、技術書、運用の解説の所要の修正を致しております。

私からの説明は以上でございます。

岩崎小委員長 ありがとうございます。

今今説明がございました内容につきましては、当技術小委員会でとりまとめた後、3月11日に開催が予定されております農業農村整備部会に報告を致しまして、部会において審議を行った上で、食料・農業・農村政策審議会長から農林水産大臣へ答申がされる予定でございます。

それでは、今の内容についてご自由にご発言をお願い致します。 どうぞ。

竹谷専門委員 それでは質問させていただきたいと思います。

今回訂正された「効率的かつ効果的なものとするため」、その「もの」というのが何を指すのか、いろいろ考えてはみたのですが、その意味、いろいろな形でとり得るものですから、少しその点を確認させていただきたいと思います。

この「もの」というのは事業計画を指すのか、あるいは事業計画の作成を指すのか、その辺が少し不明瞭だという感じがしました。7ページを読みましても、参考資料-4-2の8ページにも同じ表現が出てくるのですが、両方ともどうも不確定になります。

それとの関わりで、例えば左肩に22と書いてあるところ、ここでは事業計画作成の手順について、「効率的かつ効果的な手順」ということで、「もの」という表現が使われておりません。ここは良く分かるのです。その右の図のところをこれを効率的かつ効果的にやるんだなというイメージはわくのですが、最初の「もの」というのをどう考えたらいいのか、その辺少しご説明をお願いしたいと思います。

伊藤資源課長　これは事業計画の作成そのものを指すという意味で使ってございます。この文章だと少しそこがはっきりしないところもありますので、少し相談をさせていただいて、少しその辺は分かるようにしたいと思います。

岩崎小委員長　他にございましたらどうぞ。

河地専門委員　パブリックコメントに基づいて修文された箇所について、これも少し細かい話になるのですが、参考資料の4-2、基準書(案)、これのパブリックコメントの中で、地下での流動量を把握するのは困難であるので、地下水の賦存量に変更してはどうかという意見に基づいて、今の参考資料の4-2の30ページ、31ページですか、その辺をお直しになられたと理解するのですが、そういった中で31ページの「地下水賦存状態の把握」というところの記述で、一番冒頭に「流動経路及び流動量を把握することは」と「流動量」という言葉をここで残しておられます。唯一ここだけだと私は理解しているのですが、これは意図的にこの言葉を残されたのですか。少しご説明をいただけませんか。

伊藤資源課長　意図的ということではございませんので、少し整合性がとられていないようです。もう少し精査をしてみますけれども、とられていないということであれば、そこは整理をしたいと思います。

河地専門委員　むしろもっと簡単に、例えば「地下水位の状況を把握することは役立つ」と言ってしまって、曖昧にしておいた方がいいのではないかという思いもします。

伊藤資源課長　分かりました。ここは「基準及び運用の解説」のところなので、少しはつきりさせるために書いていると思いますけれども、整理をさせていただきたいと思います。

岩崎小委員長　他にございましたらどうぞ。　それでは、どうもありがとうございました。

貴重なご意見をいただきましたが、修正といいますが、「もの」というところを竹谷委員のご意見に従いまして少し考えさせていただくということ、それから河地先生からのお話も検討させていただくことに致しまして、特に大きな修正もないと判断いたしますので、当技術小委員会としまして、本基準案を今のことを含めて農業農村整備部会に報告させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩崎小委員長　ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

それでは、続きまして、土地改良施設管理基準　ダム編　の改定につきまして、事務局から説明をお願い致します。

勝山施設管理室長　施設管理室の勝山ですけれども、土地改良施設管理基準 - ダム編 - の改定について説明申し上げます。

資料5-1を見ていただきたいと思います。先程農地地すべり防止対策でもありましたように、1ページから4ページまで、前回も説明致しましたが、今までの経緯、2ページにはその

後の対応の日程、また今後の日程、3ページには今後のスケジュールをフローチャートで示しております。

5ページを見ていただきたいと思います。前回の技術小委員会で委員からご指摘をいただいておりますけれども、それを踏まえまして対応方針を案としてお示し致しております。

まず、意見ということで、第1点目になりますけれども、「ダムに関する情報公開について、どのように考えているか」ということでございます。

その点につきましては、その時にも「情報公開については法律に基づき行っていきたい」と答えておりますけれども、追加ということで、「土地改良区等については、法律の対象外であるが、ダムの公共性、公益性に十分配慮し、国、県、市町村が管理するダムと同等であるべきと考えています」ということ。また、団体についてはどのように情報公開するかというのは、現在検討が進められておりますので、土地改良区につきましても、その結果を踏まえて対応したいと考えています。

次、第2点目になります。「建設時に作られた水の運用ルールをデータ等を基にもう一度再検討し、水不足が生じないような配慮をするというような表現を盛り込むべきではないか」という意見でございます。

これにつきましては、「5.1 貯水管理」におきまして、水利用の状況変化等があった場合に、それをフィードバックしていくという表現を盛り込むということで、小さな文字で申し訳ございませんけれども、下の「なお、貯水状況等は記録に残し」、下線の部分を追加ということで、「貯水運用ルールの適宜の見直しに努めるなど適切な活用を図るものとする」と。更に「基準及び運用の解説」で「水利権更新の備えや貯水運用ルールの適宜の見直しに努めるなど適切な活用を図るものとする」というような形で修正したいと考えております。

次のページをお願い致します。基準の案の修正ということで載せております。ダムの基準につきましては別途検討委員会を設けているわけですが、第8回検討委員会の中で、「操作規程等に基づき」というところについては土地改良法における管理規程もあるのではないかとということで「管理規程及び」ということを追加させていただいております。下にありますように「6 洪水時等の管理」ということで、下線部になりますけれども、「管理規程及び」ということを追加させていただいております。

次、パブリックコメントでございます。資料-5-2になります。「意見・情報の募集について」ということで、農林水産省、農業土木学会のホームページに掲載、さらにはダムの管理者、都道府県の事業担当者に資料を送付しましてパブリックコメントの募集を行いました。結果としましては、6名から14件の意見が寄せられました。そのうち調査審議の対象となっております基準(案)に関する件は、事項として3件ございました。残りの11件については、運用の解説や参考資料を付けて欲しいという事項なので、それについては参考資料5-1に付けております資料を、後程見ていただければと思います。

基準の関係について概要を説明したいと思います。

まず、6の「洪水時等の管理」でございます。いただきましたご意見の概要は、洪水に関する記述全般について、これは河川法になりますけれども、洪水等に関する業務は、各ダムで河川法の操作規程で決められているため、「操作規程を遵守する」だけでよいのではないかとということでした。対応方針としましては、本基準はダムの管理に当たっての一般的な事項を定められているということ、また洪水時等の管理については、ダムの管理において重要な事項であるこ

とや、操作規程に定めのない異常時等の対応について規定していることから、原案の通りとしたいと考えております。

次のページを見ていただきたいと思います。8の「機能の保全」に関する点でございます。水質に関して、水系管理の視点が必要ではないかということの指摘でございます。

対応方針と致しましては、ダムの機能を適正に発揮させるためには、ここにもありますように、この基準というのはダムの管理に当たっての遵守すべき一般事項を定めております。水質につきましては、個別のダムの水質ということで、8.2で水質の保全について規定しております。これによって対応しておこうと考えております。

ただ、水系管理全体ということになりますと、これはまた別途いろいろな対応があるということで、そういう対応を考えていきたいと考えております。

次に、3点目になります。意見の概要は対策に関してでございます。貯水容量確保の観点から堆砂率の上限を設定し、それ以上にダムに堆砂が生じたら機能回復・確保等のため必要な措置を生じることを明記した方がよいのではないかと考えております。

対応方針(案)でございますけれども、貯水容量の確保における堆砂の取り扱いについては、下の「参考」にもありますように、「8.3 貯水容量の確保」において適切な対策を講じるということで、今回追加しております。講じるよう努める旨規定しているところであります。

堆砂対策については、堆砂が及ぼす利水等への影響度合等も踏まえて検討するものということで、原案の通りとしたいと考えております。

以上でございます。

岩崎小委員長 ありがとうございます。只今ご説明がございましたが、この内容につきましても、当技術小委員会できりまとめた後、3月11日の農業農村整備部会に報告を致しまして、部会において審議を行った上で審議会長から農林水産大臣へ答申をする予定でございます。それでは、ご自由にご発言をお願いしたいと思います。

遊磨特別委員 4点程あるのですが、参考資料5-2、基準書(案)の2ページ目のところに通知外の「基準及び運用の解説」というのがあります。これの一番下に、小さなダムにしまして準用することを「妨げない」とあるのですが、もう少し強く、準用することが「望ましい」というような表現に出来ませんか。

農業用の水というのは大きなダムからもかなり幹線的なのが入っていますけれども、実際にはそれより小口のものでかなりの水が取られているという気がしますので、「せよ」とは言わなくていいのですが、「望ましい」と強く言っていただけないかなという気が致します。特に環境配慮みたいなものを加えれば加える程、そういう広い立場をとっていただくのがいいかと思えます。

それから、8ページにも上段の方に「必要な観測」と「望ましい観測」というのがありますが、特に水温が「望ましい」の方に入っているのが少し気に入らなくて、水温が下流なり水路、もちろん田面に対しても大変重要な影響を持つものですから、今後の水管理ということでは大変重要な問題になるのではないかと思います。これはぜひ必要な項目に加えていただきたいというのが私の望みであります。

3点目でありますけれども、12ページになります。中段の運用5.2のところ、文言の問題かもしれないのですが、一番下の段落、「また、貯留制限流量」云々という記述があるので

すけれども、その2行目に「その際、河川の親水性」云々という文章がありますね。要は規制があった場合こういうことにいろいろ考慮するというで書かれていると思うのですが、規制があろうがなかろうがきちんと配慮するという表現に変えていただけないかなというのが希望でございます。

もう一点、これはどういうことで申していいのか分からないのですが、かなり年数の経ったダムも多うございます。後ろの方にダムのいろいろな検査のことが書いてあるのですが、車並みに10年ぐらいの定期点検をきちんとする。これは河川局の方とも相談された方がいいと思うのですが、こちらの方はこちらの方でそのようなことをうまく使えないかなというような気が致しております。

特に単なる点検だけではなくて、そのダムがどれぐらい余命を持っているかという予測をきちんとして、その先の対策を考えるということの方がむしろ大事だと思います。その時の安全点検そのものよりも、あと何年もつかということその時の基準で判断して、今後どうするかをかなり長期的に考える、そういうための何年点検、10年ピッチでいいと思うのですが、そういうことをぜひどこかに盛り込んでいただきたいと思います。

以上です。

岩崎小委員長　ありがとうございました。今4点ご指摘がございましたが、いかがでございますか。

先生、最後の4点目の定期点検というのはどの辺に関わって、あるいはこれを離れてということでございますか。

遊磨特別委員　後ろの方にどこか、河川法何条に関係して何かちょっと載っていたのですね。

岩崎小委員長　38ページ辺りのところですか。

遊磨特別委員　その辺ですね。こういうところに入れられる話なのかどうかちょっと分からないのですけれども。河川法44条にどういうことが書かれていたか知らないで、大変申し訳ないのですけれども。この辺の文章を見ると、それぞれ細かい検査は常にしているとは思いますが、もう少し総合的な検査を大きなピッチでしていくべきではないかなという気がしております。

勝山施設管理室長　それではお答えしたいと思います。

まず、2ページの「これを妨げない」ということでございますけれども、結論から申しますと検討させていただきたいと思うのです。ただ、1つここに補助事業が入っておりまして、補助事業で地方分権の関係がどうなるかというところを整理しなければいけないと思いますので、その辺を踏まえた上で検討させていただきたいということです。

次に、8ページになりますけれども、水温の関係でございます。まさしくご指摘の内容については必要な観測ということになると思うのですけれども、そういう方向で検討させていただきたいと考えております。

次に12ページになりますけれども、ここの書き方として「規制がある場合には」と書いてあるということです。特にこれは河川の水利権の関係で規制というような形で書いているわけで



すけれども、これも今ご指摘がありましたので、解説ということもありまして、ちょっと書き方を検討させていただきたいと思います。

最後の44条の関係は、河川法がどのように書いてあるか、手元に資料がないものですから、これも今言われたような形で解説ということで、通知外ということでもありますので、その辺も含めて検討させていただければと思っております。全部検討ということすけれども、お願い致します。

岩崎小委員長 その他にございますか。 どうぞ、光岡さん。

光岡専門委員 先程の水温の関係ですけれども、水温そのものが下流の植物等に関して影響するというところもあるかも知れませんが、水温と濁度、流入する土砂、あるいは日照等によって有害な珪藻類が発生するという点も実はあるわけです。そういった観点から望ましい観測項目ということでなくて、必要な場合は当然必要な観測としてやらざるを得ない。しかも、これは農業用といえども河川に放流して、水が混ざってしまうものですから、河川の途中では多少水利にも利用されることもございますので、この辺はご配慮をいただきたいと思っております。

勝山施設管理室長 8ページの件だと思うのですけれども、ご指摘は良く分かりました。ここに入れた河川の方の関係、もしかするとそこもあるかも知れませんが、それを踏まえて少し検討させていただきたいと思っております。

岩崎小委員長 他には。 青山先生どうぞ。

青山専門委員 資料5-2の27、28ページの7.5の臨時の計測、点検に地震の場合のことが細かく設定されていますが、この場合、28ページの運用7.5の中程の「・」に「一定規模以上の地震発生に当たっては、操作規程等」、括弧云々「に定める項目について」と書いてあるのですが、もし定めがなければ表の731、732、733と。これは分かるのですが、一般に操作規程の方が表の731から733よりも緩やかな規定である場合があるのではないかなと思うのですが、この辺りどうなのでしょう。

勝山施設管理室長 緩やかにという話ですけれども、昔のダムの関係ではそういうことがありましたが、現在のところこういう内容になっていると思っております。

青山専門委員 これ以上厳しいものが定められているという理解でよろしいのですか。

勝山施設管理室長 今、以上という話ですので、それもちょっと中身を調べさせてもらって、もしそういうことであれば、この内容についても検討していきたいと考えております。

岩崎小委員長 他にはございますか。 大変ありがとうございました。貴重なご意見いただきました。

詭弁とは申しませんが、少し難しいかなと思っておりますが、基準、基準本文、基準運用、今日いただいたご意見は運用の解説というところの意見が多いわけですので、本文については修正はない、運用の解説については今後検討して先生方のご意見を踏まえたものにして

いただくという前提でございますので、当技術小委員会としては本基準案を報告させていただくということでお諮りしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩崎小委員長 よろしゅうございますか。それでは、そういう扱いにさせていただきたいと思えます。

それでは、その他ということで、土地改良事業計画設計基準・計画「排水」の改定について事務局から説明をお願い致します。

伊藤資源課長 それでは、土地改良事業計画設計基準・計画「排水」の改定でございますが、これについてご説明をさせていただきたいと思えます。資料は6、参考資料 - 6 - 1、6 - 2を用意させていただいております。

本件につきましては、3月11日に予定されております農業農村整備部会に際し、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会長に諮問をするということとし、来年度にはこの技術小委員会で審議をお願いしたいと考えている事項でございます。本日は、諮問に先立ちまして、改定の必要性、あるいは主要検討項目について事前にご説明をさせていただきたいと思えます。

資料は参考資料の6 - 1、カラーで印刷してあるものをご覧いただきたいと思えます。ここに「土地改良事業計画設計基準・計画『排水』の改定のポイント」ということでとりまとめさせていただきます。

改定の背景と致しましては、5点程あると思えます。

1つは「都市化や耕作放棄などによる土地利用形態の変化」ということでございます。この計画基準は、昭和53年に現行計画基準を制定致しまして、およそ四半世紀、25年程が経過しております。この間に農村地域での宅地の増加とか、農道が舗装されたとか、耕作放棄地の増加とか、転作面積の増加などという土地利用形態も変化をしてきております。このようなことから1つの背景になるということでございます。

2点目は「地球温暖化等、気象変動による降雨形態の変化」ということでございます。短時間で大きな雨が降る傾向が高まってきているということでございます。これは次の参考資料 - 6 - 1の3ページ、4ページに若干データで示してございます。3ページの下の方には全国主要都市における時間当たりの50ミリ以上の降雨の発生頻度が示してありますが、これを見ただけでも、近年このような短時間での降雨の発生頻度が高くなってきているという傾向が認められているということが分かります。これが1つの背景になります。

1ページに戻っていただきまして、3点目は「排水の解析」。これはコンピューターの発達などにより、流出あるいは湛水、このような水理現象を的確に把握することが可能になってきているということです。

4点目は「環境への関心の高まり」ということで、これ迄もこの委員会でご議論いただいております環境との調和への配慮が義務付けられたことによりまして、こういうものもきちんと基準の方に盛り込んでいきたいということでございます。

5点目は「技術の進歩に合わせた計画基準の必要性」ということでございますが、先程の「農地すべり防止対策」も「基準書」と「技術書」ということに計画基準の再編を致しておりま

す。これは技術の進展あるいは事例の蓄積などに合わせ、弾力的に計画基準を運用していこうということもございますので、基本的事項として記載する基準書と技術の解説、あるいは事例等を記載する技術書に再編するということもございます。このようなことを背景と致しまして「排水」の改定を致したいと思えます。

主要検討項目と致しましては、中央のグリーンの欄に示してありますが、計画基準の降雨の考え方を追加する、あるいは解析手法を追加するということです。それから、環境配慮に関する記載を追加をするということと、先程申し上げました「基準書」と「技術書」への再編をするということを検討していきたいと考えております。

以上が改定のポイントであります。

次に改定のスケジュールでございますが、これは本体の資料 - 6 の 6 ページにまとめてございます。この改定につきましては、既にこれまで検討委員会等を数回に渡り開きまして事前の検討を進めてきておりますけれども、この 3 月に諮問をさせていただいて、来年度の 10 月にはこの技術小委員会で改定案をお示しして調査審議をしていただきたいと思います。その後、パブリックコメント等を経て、来年度中には答申がいただけるように進めていきたいと考えておるところでございます。

私からの説明は以上であります。

岩崎小委員長 ありがとうございました。それでは、只今の内容についてご自由にご発言をいただきたいと思えます。

小泉専門委員 資料の 6 の中身、後ろの方に入ってもよろしいですか。今説明がありませんでしたけれども、第 5 章の「排水効果」というところです。資料 6 - 2 の 12 ページです。これから検討に当たって少しご配慮いただければと思うことを申し上げたいと思えます。その「排水効果」のところで、1 つは「減産防止」と書いてありますが、何か別な言葉が……。これはマイナス面を主張されているのだと思えますが、例えば「減収及び品質低下の防止」というような言葉がいいのではないかと思います。

それから、( 2 ) の「立地条件好転」という言葉ですが、これも排水することによって立地条件は好転しないような気がするのです。ということだと、ここは例えば耕地条件とか土地利用条件という話ではないかと思うのです。

それから、は「乾田化又は乾畑化」というような言葉を使っていますが、排水問題ですから、田んぼ、畑と分けることがいいのかどうか。田畑輪換等が畑上に上っているとするならば、むしろ耕地というような形で両方含めた表現で何かうまい言葉を考えられた方がいいのではないか。の辺りのところもそのような感じが致しまして、こここのところの検討に当たっては、少し用語も含めて検討をお願いしたいという感じが致しました。

岩崎小委員長 今日は事前説明ということもございますので、委員の先生からいろいろな意見をいただくということを中心でいかがかと思えます。時間も若干余裕があるようでございますから、どうぞご自由にいろいろご意見をここでいただければ参考にしていけると思えますので、よろしくお願い致します。

中野専門委員　こんなことを言っていていいかどうか分かりませんが、今、筑後川の中流で地下水を量っているのです。米の減反によってかなり水位が変わっているのですけれども、例えば排水をした場合に積極的にこれを地下に還元する。そういうことをここに入れていいのかわかりませんが、今思い付きました。排水を積極的に流すというのもあるでしょうけれども、貯留して地下水涵養に環境面で何か貢献出来るような工夫があったらというような感じがしました。

岩崎小委員長　今のことはよろしゅうございますか。  
先生、今のそのお話は、1回排水で出てきたものをリチャージするという意味ですね。

中野専門委員　そうですね。遊水池とか。

岩崎小委員長　そういうことですね。よろしゅうございますか。

伊藤資源課長　基準の中できちんと盛り込めるかなど技術的な面からも検討してみなければいけないかと思えます。

岩崎小委員長　他にございますか。　どうぞ。

遊磨特別委員　ちょっと文言的なものなのですが、最初の資料、下の水色のターゲットの文章なのですが、「環境との調和」という文言が入る以上、この文章だけでは少し物足りない気がしていて、適正、効率だけをうたっているというのは少し情けないのではないかと思います。これは説明資料のトップに立つと思えますので、ぜひそこはご検討いただきたいというのが1点です。

もう一点あるのですが、排水路は、特に我々生物畑にとっては大変重要な問題を含んでいるのです。用排分離したことから始まって様々な問題が含まれているわけなのです。あるいは水資源という意味から言っても、昔の基準でいくといかに効率よく流すかという洪水対策と同じようなことがずっと延々と書かれているわけなのですが、それではこれからやっていけないような気がしますので、反復利用の問題も含めて、かなり細部に渡って注意深くご検討いただければというのが私の思いでございます。ありがとうございます。

岩崎小委員長　要望として受けとめるということではよろしいですか。

伊藤資源課長　そうですね。小泉委員からもありましたけれども、これは25年前の計画書なので、文言も非常に古い、堅い記述になっています。記述の章立てみたいなものもこれでいいのかわかりませんが、今遊磨先生からもございましたので、現実的な今の状況に立って少し見直しをしていきたいと思えます。

今回この場ではなくてこれから検討するわけですので、広い視点から先生方のご意見、途中でいいですから私どもの事務局の方にいただければ、そういうことも踏まえて検討を続けていきたいと思えます。

岩崎小委員長　それでは、他にないようであれば、大変貴重な意見をありがとうございました。

それでは、続きまして、土地改良事業計画設計基準設計「農道」の改定について、事務局から説明をお願い致します。

石川施工企画調整室長　それでは、土地改良事業計画設計基準設計「農道」の改定につきましてご説明させていただきます。資料の7をお願い致します。

本改定につきましては、3月11日に予定されております農業農村整備部会の開催の際に農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会長に諮問し、平成15年度に当技術小委員会において本格的に調査審議をお願いしたいと考えております。

諮問の内容につきましてご紹介させていただきます。2ページ目をご覧くださいと思います。ここに設計「農道」のこれまでの基準の経緯が書いてございます。昭和30年に初めての設計基準、当時は「道路」ということで制定されております。それから何回か改定されまして、直近では平成10年3月に設計基準の再編ということで、「基準書」と「技術書」に区分され、内容につきましても、設計手法の変更等で全面的な改定を4年前に行ったということでございます。

今回の改定の必要性でございます。4年間経ったわけですが、この間に土地改良法の改正によりまして「環境との調和への配慮」が事業の実施の際に求められる、あるいは公共事業一般にそうですが、地域や目的に応じた設計の考え方を農道でも取り入れていくということが求められてございます。それから、道路に関係する他の基準について、公共工事のコスト縮減等に向けました設計・施工の合理化、あるいは設計の手法について、従来の仕様規定から性能規定ということで考え方が移行してございます。一部の関連基準について改定が行われてございます。こういう状況を踏まえまして、設計基準「農道」につきましても改定が必要になっているということでございます。

主要な検討事項としましては、下の方に書かれてございます。詳しくは3ページから内容が書いてございます。

初めに、「地域や目的に応じた農道設計手法の追記」ということでございます。地域や目的に応じた農道の設計ということで、具体の例としまして、例えば農道の幅員の考え方でございますが、農道の仕様の独自性とかコスト縮減を図っていくということで、従来の農道、特に基幹的な農道について、2車線農道なのですが、この場合、大型車同士の対向を考慮して決めておいた。これに対して、例えば大型車と普通車の対向を考慮して設計する手法、あるいは1車線にしまして、農作業車は路肩に駐車して作業が出来る。そういう場合でも十分通行出来るような路肩幅を確保する。いわゆる1.5車線という話がございまして、そういう思想についても農道に取り入れていったらどうかということでございます。

これにつきましては、5ページに絵がございまして。従来は大型車両が対向して通過出来るということで設計していたのですが、地域によってこういう1.5車線農道という考え方も取り入れられる。そういうものも採用出来るように基準の中に明記していきたいと思っております。

また3ページに戻りますが、「農道独自の舗装設計」ということで、舗装の設計の考え方につきましては、一般の道路の方で「舗装設計施工指針」というのがございます。農道の舗装につきましてもこれに準拠してあるわけですが、特に農道の場合、一般の道路に比べまして交通量が少ないところが多い。ですから、計画交通量の少ない部分につきまして、農道独自の舗装構成を考える。この際、一般の「舗装設計施工指針」の方が先程申し上げました性能規定化が

既に導入されておりまして、農道の固有の部分につきましても、こういう性能規定の導入を図っていききたいということでございます。

「その他」、橋梁設計の載荷重の考え方、あるいはゼロエミッション、いわゆる建設副産物リサイクルを農道の設計の中でどう考えるか、これらにつきまして盛り込んでいきたいと考えてございます。

2つ目には「環境との調和に配慮した農道設計手法」ということで、先程ご審議いただきました、特に農道編の環境配慮の手引き等の内容も考慮しまして、生態系等への配慮について内容を充実していきたいと考えてございます。

3つ目、4ページですが、これは「関連技術基準類の改定に係る見直し」ということでございます。下の方に道路一般に係るような基準類が書かれてございますが、このそれぞれにつきまして改定がされているということで、これらの改定の内容を踏まえまして、農道の設計基準につきましても必要な改定を行っていききたいと考えてございます。

次に、進め方ということで6ページでございます。初めにご説明しましたように、今度の3月の農業農村整備部会におきまして大臣から審議会に諮問しまして、15年度の当技術小委員会で調査審議を行っていただき、その上で15年度末に審議会より答申をいただくということをご予定してございます。検討の過程におきましてはパブリックコメントを行いまして、一般からの「意見・情報の募集」を行うことを考えてございます。

また、検討に当たりましては、農道についての専門的な知識がございませう学識経験者の方から、「農道設計基準検討委員会」を設けまして、課題の整理とか改定原案の作成をしていただくということで予定してございます。

スケジュールにつきましては、最後の7ページに今の予定として書いてございます。最終的には平成16年の6月頃、基準の制定がされるように考えてございます。

以上です。

岩崎小委員長　　ありがとうございました。

それでは、只今の内容につきましてご自由にご発言をお願いしたいと思います。　　どうぞ。

青山専門委員　　今ご説明がありました資料7の2ページの頭の方に設計の概念の「仕様規定から性能規定への移行の見直し」という文言があるのですが、我々の方の扱っている基準で性能規定ということを行っているのは、私が知る限りでは恐らくこれが初めてではないかと思うのです。この農道の部分でこういうことを積極的になさるというご意向なのでしょうか。少しそこを確認したいということです。

石川施工企画調整室長　　性能規定化につきましては、各種技術基準類について、1つは国際的な基準に整合させていく必要があるということです。今、性能規定化というのは全世界的に動いているわけですが、部分的に出来上がっていると言いますか、日本でも、先程申し上げましたように、例えば道路の舗装関係につきましては本体の方の基準が改定されているということで、まずはそういうパーツで出来上がったようなものがありましたら、そこに準拠しまして、農道の方につきましても農道独自の部分の性能規定化から着手していききたいと考えてございます。

岩崎小委員長　それでは、その他にございましたらどうぞ。

ありがとうございました。本日少し予定した時間を余らせてございますが、先生方、大変大きなことを短い時間で大変よく資料にお目通しをいただいて効率的に運ぶことが出来たと思ひまして、感謝を申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日予定しておりました議事はすべて終了いたしましたので、議事進行を事務局の方にお返し致します。

林田事業計画課長　本日は年度末のお忙しい中ご出席いただき、また熱心なご討議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成 14 年度第 3 回の技術小委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

了